現職参加促進費のご案内

2025年3月

独立行政法人国際協力機構

１．現職参加促進費とは

現職参加促進費とは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の実施する国民参加協力事業[1]（以下「本事業」という。）に参加するJICA海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）が本事業に参加する前から常勤の従業員として勤務する所属先（本邦において協力隊員が在籍する法人その他の団体）が、本事業参加期間中及び帰国後において協力隊員を継続雇用することを促進する目的として支給されるものです。

現職参加促進費は、事業参加期間中の協力隊員の雇用継続に必要な経費等の一部見合いとして定額支給されます。所属先が隊員の雇用を継続していれば、現職参加促進費の具体的使途についてJICAは問わず、所属先が使途を決定します。また、事業参加期間中の当該協力隊員の所属先における給与/手当が有給か無給かは問いませんが、所定の申請手続きを行っていただく必要があります。

JICAは、所属先からの申請内容を審査のうえで支給要件を満たすと認定した場合に、所属先との間で覚書を締結し、現職参加促進費を原則として所属先にお支払いします。支給に係る手続き等詳細については、２.以降の記載を参照してください。

２．現職参加促進費の支給要件等

（１）現職参加促進費の支給対象となる所属先

JICAと所属先との「現職参加促進費に関する覚書（様式1)」（以下「覚書」という。）締結時から本事業参加期間の終了まで、常勤の従業員として所属先に雇用されたまま事業に現職参加する協力隊員の所属先が対象になります。

ただし、以下の場合は対象になりません。

① 国家公務員
② 自営業の方（独立して自ら事業を営む者）
③ 事業に係る派遣期間が30日未満の場合
④ 役員
⑤ JICA海外協力隊（連携派遣）の適用を受けて派遣される大企業の社員[2]

（２）現職参加促進費の支給要件

①隊員に本邦の所属先があり、当該所属先が以下アからオまでのすべての要件を満たす場合に支給対象となります。

ア　所属先は、協力隊員が応募した募集期間の初日の１年前に応当する日（以下「基準日」という。）以前から、本邦にその事業の実態があると認められること（休眠法人等でないこと。）。

イ　所属先は、基準日以前から、当該協力隊員を常勤の従業員として雇用し、且つ、その雇用を継続していること。

ウ　所属先は、当該隊員の派遣中、その雇用を継続し、また、本事業参加終了後も、雇用を継続する意思があること。

---

[1] 国際協力機構国民参加協力事業実施要綱（平成16年規程（企）第9号）第1条で規定。
[2] 「連携派遣」とは、隊員が個人として一般公募で応募するのではなく、JICAと隊員の所属先が組織同士で社員や学生等の継続的な派遣について合意し、その枠組みの中で派遣する仕組みを指します。

エ　所属先は、基準日以前から、当該協力隊員を本邦の社会保険に加入させ、且つ、社会保険のうち、派遣中も健康保険への加入を継続していること。

オ　所属先が「現職参加促進費に関する覚書（様式１）」の内容の覚書をJICAと締結すること（既に締結済みの所属先も、派遣される協力隊員ごとに締結する必要があります。）。

②協力隊員に所属先が複数ある場合には、JICAが指定する所属先を現職参加促進費支給の対象とします[3]。

【留意事項】

上記２（２）①エのとおり、現職参加促進費の支給には、派遣中も健康保険への加入が継続されている事が要件となっておりますが、社会保険が継続とならない場合があります。この点は年金機構・年金事務所等の判断となりますが、ご所属先におかれては社会保険の継続可否について健保組合/共済組合やお近くの年金事務所などによくご確認いただいた上で申請してください。

なお、年金事務所等により社会保険が継続されないとの判断がなされた場合、「現職参加できない」と考え、退職せねばならないと誤解される場合があります。社会保険の継続や現職参加促進費と退職は直接関係無く、ご所属先で支障が無ければ社会保険を抜けても所属先に籍を残したままJICA海外協力隊に参加する選択肢もありますので、ご留意ください。

（３）現職参加促進費の支給対象となる期間

現職参加促進費の支給対象となる期間は、以下のとおりです。

①　長期派遣（派遣期間が１年以上）の場合
- 協力隊員が派遣前訓練を受ける期間及び派遣準備期間[4]
- 協力隊員としての派遣期間
- JICAが指定した事前事後学習期間（現職教員特別参加制度適用者のみ）

②　短期派遣（派遣期間が30日以上１年未満）の場合
- 協力隊員としての派遣期間

（４）現職参加促進費の支給金額とその振込先

現職参加促進費の支給月額は107,500円です。現職参加促進費は、協力隊員として派遣される職員や社員の雇用を維持するための補助として一律の金額をお支払いするものです。派遣当初や派遣終了時など支給対象期間に１か月未満の月が生じた場合には、月額に対象日数を乗じた額を当該月の総日数で除した額（日割計算による金額、小数点以下切り捨て）が当該月の支給額となります。

---

[3] なお、協力隊員が応募時に所属していた所属先（以下「旧所属先」）から転籍等により本邦所在の他の所属先（以下「新所属先」）に所属する場合で、以下のいずれかに該当し、応募時の雇用関係との間に実質的な継続性をJICAが認めた場合には、新所属先を現参加促進費の支給対象とします。
①　旧所属先である法人その他の団体が、その名称又は組織形態を新所属先のそれに変更した場合
②　合併等、新所属先が旧所属先の権利義務を法令上包括継承する場合
③　新旧両所属先の資本、資金、人事、事業の内容等に密接な関係があり、新旧両所属先に実質的な同一性が認められる場合
④　新旧両所属先の合意により旧所属先から新所属先へ移籍したと認められる場合

[4] 訓練終了後、JICAが指定した派遣期間開始の前日まで。

現職参加促進費は、以下 3.(6)記載のとおり支給され、原則として所属先の指定口座に全額振り込まれます。ただし、無給休職の公務員の所属先に限り、所属先の希望に基づき JICA より現職参加促進費の一部を派遣される協力隊員本人に直接支給することが可能です(後述４参照)。

３．現職参加促進費にかかる手続き（申請、承認、覚書締結、支給等）

（１）協力隊員からの「参加形態申告書」の提出

JICA 海外協力隊に合格し、現職参加を希望する協力隊員は、「参加形態申告書」を JICA 海外協力隊ウェブサイトからダウンロードし、内容について所属先の承認の上で提出し、当該隊員が現職参加する事が確定します。JICA は、派遣前訓練開始前に現職参加希望の協力隊員の所属先に、「現職参加促進費支給申請書（様式 2)」（以下「申請書」という。）1 部及び覚書の様式 2 部を送付します。

（２）申請書（1 部）及び覚書（2 部）の返送

現職参加促進費を申請する場合、所属先は、派遣される協力隊員ごとに、JICA との間で覚書を締結する必要があります。そのため、既に他の協力隊員に係る覚書を締結済みの所属先であっても、協力隊員ごとに申請書を提出し、覚書を締結する必要があることにご留意ください。所属先は、申請書 1 部及びその覚書 2 部ともに、必要事項を記入し、公印・代表印を押し、当該協力隊員に係る、以下(3)記載の添付書類を含む JICA が要請した必要書類（証憑書類）とともに、下記(8)記載の送付先に返送してください。

（３）雇用継続の証明のための必要書類

所属先は、上記（2）の申請書提出時に、基準日以前から申請書提出日までの間、当該協力隊員を常勤の従業員として継続して雇用していることを証明するために、支給対象者に係る以下の書類（所属先が地方公共団体の場合は①のみ）を必ず添付して提出してください。

① 健康保険の支払いを証する次のいずれかの書類の写し：**被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書等／被保険者標準報酬決定通知書／被保険者標準報酬改定通知書**

② **雇用保険被保険者資格取得等確認通知書**の写し**又は雇用保険被保険者証**の写し（確認（受理）通知年月日の入ったもの）

上記の書類が提出されない場合は、覚書は締結されず現職参加促進費の支給対象となりません。また、当該協力隊員の派遣期間中の健康保険への継続加入は、現職参加促進費を支給するうえでの必須条件となります。上記の書類に加え、JICA から、必要に応じ、追加書類の提出をお願いする場合もあります。

（４）必要書類の提出締切

所定の必要書類については、当方より指定した覚書の受付締切日までに必着としてください。なお、受付締切日までに提出がない場合には、現職参加促進費の一部が支給できない場合があります[5]のでご注意願います。

[5] 現職参加促進費の支給対象期間の初日から 3 カ月を超えての提出となった場合には、その間の現職参加促進費は支給されません。

（５）現職参加促進費の支給に係る認定

提出頂いた書類を JICA にて審査し、現職参加促進費の支給可否を決定します。支給を決定した場合には、JICA から押印済みの覚書 1 部を所属先に返送し、残りの 1 部を JICA にて保管します。

（６）支給時期及び支給方法

原則として四半期ごとにまとめて、ご指定の金融機関口座に現職参加促進費を振り込みます。なお、支給開始当初又は支給終了時等に 1 か月未満の期間がある場合には、当該期間に相応する現職参加促進費については、次の四半期又は直前の四半期と一括してお支払いすることがあります。上記（2）申請書及び覚書並びに上記（3）必要書類の提出をもって現職参加促進費の申請とみなし、初回支給以降は、何らかの変更等が生じない限り、自動的に支給いたします。

支給対象期間と支給予定日（振込実行の予定日）は以下のとおりです。ただし、以下の振込実行の予定日が銀行休業日の場合は、前営業日を振込実行の予定日とします。なお、振込通知書の発出は行いません。

	支給対象期間	振込実行の予定日
第１四半期	４月　～　６月	７月２５日
第２四半期	７月　～　９月	１０月２５日
第３四半期	１０月　～１２月	１月２５日
第４四半期	１月　～３月	４月２５日

（７）端数についての計算方法

一か月未満の月の支給額の計算方法は、月額 107,500 円に当該月における支給日数を掛けて、当該月の日数で割り、小数点以下を切り捨てします。

【計算例】

4 月 17 日からの派遣前訓練に参加する場合、4 月分の現職参加促進費は、
4 月 17 日から 4 月 30 日までの 14 日間分を日割りで計算。計算は以下のとおり。

107,500 円×14/30（当該月の総日数）**＝50,166.66 円≒50,166 円（小数点以下を切り捨て）**
となります。

（８）振り込み通知について

振込通知書の発出は原則として行いませんのでご了承願います。手続き上どうしても何らかの対応が必要な場合は、下記（10）の宛先までご相談ください。

（９）雇用継続等の報告義務と実態の確認への協力義務

所属先は、その支給対象者に係る雇用形態や社会保険の加入状況等の支給要件に変更があった場合には、速やかに JICA まで報告願います。覚書の締結後は、当該覚書の変更手続きが

必要となります。また、現職参加促進費の支給期間中における当該支給対象者の雇用実態を確認するため、JICA が、必要書類（被保険者標準報酬決定通知書等）を提出するよう要請した場合、速やかにご対応・ご協力ください。

（10）覚書等の送付先等

覚書等の送付及び問合せは以下にお願いいたします。

〒100-0004　東京都千代田区大手町 1-4-1　竹橋合同ビル
独立行政法人国際協力機構　青年海外協力隊事務局
参加促進課　現職参加促進費担当者 宛　　メール:jvtpp_gs@jica.go.jp

４．現職参加促進費の協力隊員本人払いについて

（１）背景

所属先が地方公共団体の場合、地方公務員法等の制約で現職参加促進費を申請する事や受け取った現職参加促進費を協力隊員本人に用いる事が困難である場合があるため、2023 年度より、無給休職の公務員の所属先に限り、所属先の希望に基づき JICA より現職参加促進費の一部を協力隊員本人に直接振り込む選択肢を設けました。

（２）申請手続き

無給休職の公務員の所属先に対して、JICA より協力隊員本人払いを希望するかどうかのご案内を別途送付します。所属先が協力隊員本人払いを希望する場合、その旨申請書を提出し、通常の覚書に加えて付属覚書を締結します。なお、申請にあたっては、必ず協力隊員本人に本対応について説明の上、同意を得てください。

（３）協力隊員本人支給金額及び支給時期、支給方法

本人払いの金額は、月額定額 19,300 円（税引き前）となります。また、その場合、所属先には残りの 88,200 円をお支払いします。

なお、協力隊員本人支払いの支給時期は、所属先と同様に四半期ごとに、国内手当支給口座に振り込みます。また、協力隊員本人支払い分は税引き前の額のため、振込額は 19,300 円から税金が控除された額となる点ご理解ください。

（４）本邦支出対応手当との関係

無給休職で参加する協力隊員には、JICA から派遣中月額 55,000 円の国内手当（本邦支出対応手当）を別途協力隊員本人に支給しており、国民年金見合い分は現職参加促進費ではなく、本邦支出対応手当に含まれており、19,300 円に年金見合いは含まれておりません。

５．現職参加促進費の返還

現職参加促進費の支給を受ける所属先が、覚書に違反した場合又は虚偽の方法その他不正な手段により現職参加促進費の支給を受けたことが明らかになった場合には、JICA は現職参加促進費の支給決定を取り消し、既に支給した現職参加促進費の一部又は全部の返還を求めることが出来ます。その場合、当該所属先は、返還請求された金額につき、JICA に対して速やかに返還すべ

き義務を負います。

以上

様式１　現職参加促進費の支給に関する覚書
様式２　現職参加促進費支給申請書

現職参加促進費の支給に関する覚書（案）

独立行政法人国際協力機構（以下「甲」という。）と（対象者所属先名）（以下「乙」という。）とは、乙に所属する（対象者氏名）（〇〇〇〇年度第〇次隊）（以下「当該人員」という。）が甲の国民参加協力事業（以下、「本事業」という。）へ参加するにあたり、以下のとおり合意し、各々誠実にその義務を履行することを約束する。

第１条　甲は、本覚書に基づき、当該人員が継続して乙に雇用されること及び乙が本件の支給を受ける期間中に当該人員を支援することなどを目的として、乙が当該人員の雇用を継続するために必要な経費の一部として当該人員に係る現職参加促進費を、国民参加協力事業実施要綱（平成16年規程（企）第9号。以下「要綱」という。）その他甲の規程に従って、乙に対して支給し、乙は本覚書及び現職参加促進費に係る甲の規程に従うことに同意する。

第２条　現職参加促進費の金額、支給対象期間は次のとおりとし、支給方法、その他現職参加促進費に必要な事項は、甲が別に定めるところによる。

（１）　現職参加促進費の金額は、107,500円（月額）とする。ただし、次号の支給対象期間に1か月未満の月が生じた場合には、月額に対象日数を乗じた額を当該月の総日数で除し、小数点以下を切り捨てした額を当該月の支給額とする。

（２）　支給対象期間は、当該人員の派遣前訓練期間（当該人員の派遣期間が1年未満の場合（以下「短期派遣」という。）は除く。）、派遣準備期間（短期派遣は除く。）、派遣期間、甲が指示する事前・事後学習期間とする。なお、各期間の詳細は、甲の定めによる。

（３）　甲は、第1号に基づく現職参加促進費を、1月から始まる四半期（支給対象期間3か月分）ごとにまとめて、当該四半期が終了した翌月末頃に、乙が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、第1号ただし書の適用される期間に相応する現職参加促進費については、甲は、当該期間の直前又は直後の四半期分と一括して支払うことができる。

（４）　甲は、前号に基づく支払いにあたり、本覚書第１０条に定める不正の手段による支給の疑いその他乙が本覚書に違反した疑いを有する場合には、当該不正の手段が存しなかったことその他本覚書への違反の事由が存しないことを合理的に確認できるまでの間、現職参加促進費の乙への支払いを留保することができる。

第３条　乙は、本覚書の締結時点で、以下に定めるいずれの事項も充足していることを確認し、表明保証する。

（１）　乙は、当該人員の支給対象に係る基準日（当該人員が乙における雇用を継続して甲の事業に参加する旨応募した募集期間の初日の１年前に応当する日で、以下「基準日」という。）以前から、日本国においてその事業の実態がある。

（２）　乙は、当該人員を基準日以前から、常勤の従業員として雇用し、かつ、その雇用を継続している。

（３）　乙は、当該人員につき、基準日以前から、日本国の社会保険に加入させ、かつ、そのうち、健康保険への加入を継続している。

（４）　乙は、支給対象期間終了後も、当該人員の雇用を継続する意思がある。

第４条　乙は、現職参加促進費の支給を受ける期間中、前条に規定するすべての事項を継続し、法令上加入義務のある社会保険に必要な費用その他法定福利費等の負担を継続して行う。

２　乙は、 甲の事業に参加する当該人員が、日本国の国際協力事業の一端を担う公益性を有することから支給される現職参加促進費の制度趣旨を十分に理解した上で、現職参加促進費の支給を

受ける期間中、当該人員に関して以下の取り組みを行う。

（１） 当該人員の活動状況等を所属先内で共有し、その広報に努めること。

（２） 当該人員により非違行為及び不適切行為が発生した場合には、適切に指導を行うこと。

（３） 緊急事態等発生時に際して、甲と連携して当該人員の家族や関係者への連絡・支援にあたること。

３　乙は、支給対象期間中に乙と当該人員との雇用契約に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に連絡する。

第５条　乙は、本覚書の締結に関して甲に提出した健康保険に係る書類の写しその他提出書類がいずれも真正な原本又はその写しであることを表明保証する。

２　乙は、甲の求めがあったときは、乙が当該人員の雇用を継続していること及び当該人員につき法令上加入義務のある社会保険に加入していることを示す文書等を甲に提示する。

３　現職参加促進費の支給若しくは本覚書の締結に関して乙が不正の手段を用いた、又は乙が本覚書に違反したと疑われる場合、甲は、第 11 条の規定にかかわらず、いつでも乙に対して内部調査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができる。

４　甲は、第 11 条の規定にかかわらず、いつでも甲の判断で、自ら又はその指定する者に、現職参加促進費に係る乙の受給資格の有無等につき、調査させることができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

第６条　甲は、乙に対して、現職参加促進費の支給期間中における当該人員に対する安全管理上の指示を示し、乙はかかる指示に従う。

第７条　甲及び乙は、当該人員による甲の事業への参加により生じた損害につき、相手方に請求しない。

第８条　乙は、本覚書の地位又は本覚書により生ずる権利・義務を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡せず、また継承させない。

第９条　甲及び乙は、当該人員の派遣の過程において知りえた甲、乙及び相手国政府機関等の秘密を、他に漏らしてはならない。本覚書の終了後においても同様とする。

第１０条　現職参加促進費の支給又は本覚書の締結に関して、乙が不正の手段を用いたとき、乙が本覚書に違反したとき、その他乙の責に帰すべき事由により本覚書の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該人員に係る現職参加促進費の支給の認定が取り消されたときは、甲は、催告を要せずして、本覚書を解除することができる。

２　乙は、前項に基づき本覚書を解除された場合、甲の求めに従って、支給を受けるべき資格を有していない期間に相応する期間中に、甲から支給を受けた現職参加促進費の一部又は全部を直ちに甲に返還する。

３　乙は、本覚書の締結時点で、以下に掲げる各号のいずれにも該当しないことを表明保証すると共に、いずれかに該当するとき又はその該当する旨の報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったときは、本覚書は終了し、甲の求めに従って、甲から支給を受けた現職参加促進費の一部又は全部を直ちに甲に返還する。

イ　所属先又はその役員（以下「所属先等」という。）が、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定する反社会的勢力であると認められるとき。

ロ　反社会的勢力が所属先の経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　所属先等が自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ニ　所属先等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若

しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ホ　所属先等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ヘ　所属先等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

４ 第７条並びに本条第 2 項及び第 3 項の規定は、甲が、乙に対して、別途乙の責に帰すべき事由に関して負う損害を賠償するよう請求することを妨げない。

第１１条　本覚書の有効期間は、本覚書の末尾記載の締結日から当該人員への現職参加促進費の支給対象期間が終了する日までとする。ただし、有効期間終了日より前に本覚書を終了させたい場合には、書面にて他方当事者に申し入れを行い、甲乙で協議することとする。

第１２条　本覚書は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈される。本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合については、甲乙誠意を持ってこれを協議する。なお、本覚書に関し裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本覚書による合意を証するため本書二通を作成し、記名捺印の上、甲、乙その一通を保有するものとする。

（西暦）　　年　月　日

甲　東京都千代田区大手町１－４－１
独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局長　　（印）

乙　（協力隊等所属先所在地住所）
（協力隊等所属先名）
（協力隊等所属先代表者名）　　（印）